

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会  
(東京都担当部会)

令和4年4月27日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 10件

厚生年金保険関係 10件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2101208号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2200010号

## 第1 結論

1 請求期間のうち、請求者のA社(現在は、B社)における平成18年9月1日から同年11月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成18年9月及び同年10月の標準報酬月額については、24万円から38万円とする。

平成18年9月及び同年10月の訂正後の標準報酬月額(訂正前の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

2 その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和38年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成17年9月1日から平成19年9月1日まで

年金定期便で確認したところ、平成17年9月から平成19年8月までの給与が24万円と記録されていた。平成12年から勤務していたA社では、毎年昇給もあり、給与が下がることは考えられない。給与額や厚生年金保険料をいくら引かれていたか証明できる資料は一部期間しかないが、当時35万円から40万円くらいの手取りがあった。調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

1 請求期間のうち、平成18年9月1日から同年11月1日までの期間については、請求者から提出された給与明細により、当該期間に係る標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる月の報酬月額(以下「本来の報酬月額」という。)に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる当該期間の標準報酬月額を超える額であることが確認できる。

一方、平成18年9月1日から同年11月1日までの期間について、請求者及びB社の事業主は厚生年金保険料の控除が確認できる資料を保有しておらず、A社の元事業主からは回答を得られないことから、請求者の平成18年9月1日から同年11月1日までの期間に係る厚生年金保険料の控除額を確認することができない。

以上のことから、請求期間のうち、平成18年9月1日から同年11月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律による標準報酬月額の訂

正は認められないものの、給与明細により確認できる本来の報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額を超える額であることから、請求者の当該期間に係る標準報酬月額を、給与明細に基づき38万円に訂正することが必要である。

なお、上記訂正後の標準報酬月額（訂正前の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 2 請求期間のうち、平成18年1月1日から同年6月1日までの期間及び平成19年5月1日から同年6月1日までの期間については、請求者から提出された給与明細により、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額と同額であることが確認できる。

また、請求期間のうち、平成17年9月1日から平成18年1月1日までの期間、同年6月1日から同年9月1日までの期間、同年11月1日から平成19年5月1日までの期間及び同年6月1日から同年9月1日までの期間について、請求者及びB社の事業主は厚生年金保険料の控除が確認できる資料を保有しておらず、A社の元事業主からは回答を得られないことから厚生年金保険料の控除額を確認することができない。

このほか、請求期間のうち、平成17年9月1日から平成18年9月1日までの期間及び同年11月1日から平成19年9月1日までの期間において、請求者がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたこと及び当該期間に係る本来の報酬月額を確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求期間のうち、平成17年9月1日から平成18年9月1日までの期間及び同年11月1日から平成19年9月1日までの期間の標準報酬月額の訂正は認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2101338号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2200011号

## 第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における平成18年7月10日の標準賞与額を49万6,000円とすることが必要である。

平成18年7月10日の訂正後の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和44年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成18年7月

A社に勤務し、育児休業期間中に支給された請求期間の賞与の記録がないので、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者から提出された賞与台帳並びに同僚から提出された賞与台帳及び預金通帳により、請求者は、平成18年7月10日にA社から賞与の支払を受けていることが認められる。

また、オンライン記録により、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく請求者の育児休業期間中(平成18年\*月\*日から平成19年\*月\*日まで)に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、当該規定には、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であって、その育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨定められていることから、請求期間に支払われた賞与については、保険給付の計算の基礎となるものとして記録されるべきである。

以上のことから、請求者の平成18年7月10日に係る標準賞与額については、請求者より提出された賞与台帳において確認できる賞与額から、49万6,000円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2101339号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2200019号

## 第1 結論

- 1 請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和47年7月1日から昭和48年4月12日に訂正し、昭和47年7月の標準報酬月額を4万2,000円、同年8月から昭和48年3月までの標準報酬月額を4万8,000円とすることが必要である。

昭和47年7月1日から昭和48年4月12日までの期間については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

- 2 その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和23年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和47年7月1日から昭和61年11月1日まで

A社に勤務した期間のうち、請求期間の厚生年金保険の加入記録がない。厚生年金保険料の控除については、入社当時に説明を受けた記憶があるが、その後は特に控除を停止する旨の説明は受けていないので、国民年金保険料も納付していない。調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

- 1 請求期間のうち、昭和47年7月1日から昭和48年4月12日までの期間について、B健康保険組合から提出された請求者に係る被保険者資格記録及び雇用保険の加入記録により、請求者が請求期間においてA社に継続して勤務していたことが確認できるが、同社に係る事業所別被保険者名簿によると、請求者の厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日は、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった昭和47年7月1日(以下「全喪日」という。)より後の昭和48年4月12日付けで、昭和47年8月の随時改定の記録が取り消され、昭和47年7月1日と記録されたことが確認できる。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿において、全喪日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している者及び全喪日に資格取得した記録が取り消されている者の中には、雇用保険の加入記録により、昭和47年7月1日から昭和48年4月12日までの期間の全部又は一部に継続

して同社に勤務していたことが確認できる者が複数存在しており、当該期間において、同社が適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

さらに、A社の全喪日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している者及び全喪日に資格取得した記録が取り消されている者のうち、複数の者が同社には保険料の滞納があったと回答している。

これらを総合的に判断すると、請求者について、昭和47年7月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由はなく、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、請求者の資格喪失年月日は、当該喪失処理が行われた昭和48年4月12日とすることが必要である。

また、昭和47年7月から昭和48年3月までの標準報酬月額については、昭和47年6月の厚生年金保険の記録から、同年7月は4万2,000円、取消しされた同年8月の厚生年金保険の記録から、同年8月から昭和48年3月までは4万8,000円とすることが必要である。

2 請求期間のうち、昭和48年4月12日から昭和61年11月1日までの期間について、B健康保険組合の被保険者資格記録及び雇用保険の加入記録により、請求者は当該期間にA社に継続して勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、同社の事業主は亡くなっている上、請求期間に同社の取締役であったことが確認できる者のうち住所が判明した者に照会したところ、請求者に係る資料を保有していないと回答していることから、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、請求者は、A社における給与明細書等の資料を保有しておらず、同社に係る事業所別被保険者名簿において、同社の全喪日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している者及び全喪日に資格取得した記録が取り消されている者のうち、住所が判明した者に照会したが、同社の給与明細書を保有している者はいない。

さらに、オンライン記録によると、A社は昭和61年11月1日に同一の事業主のもと、C市で厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できるところ、当該事業所において、同日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した者のうち、住所が判明した者に照会したものの、同社に係る給与明細書を保有している者はいない。

このほか、請求者の昭和48年4月12日から昭和61年11月1日までの期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間のうち、昭和48年4月12日から昭和61年11月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越 (東京) (受) 第 2101379 号  
厚生局事案番号 : 関東信越 (東京) (厚) 第 2200013 号

## 第 1 結論

請求者のA社における平成 29 年 7 月 14 日の標準賞与額を 1 万円とすることが必要である。  
平成 29 年 7 月 14 日の訂正後の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 53 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 29 年 7 月 14 日

A社に勤務し、育児休業期間中に支給された請求期間の賞与について、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第 75 条本文該当)になっているので、保険給付の対象となる記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第 3 判断の理由

A社から提出された請求期間に係る「賞与明細 2017 年 07 月」により、請求者は、平成 29 年 7 月 14 日に同社から賞与の支払を受けていることが確認できる。

また、オンライン記録により、事業主は、厚生年金保険法第 81 条の 2 の規定に基づく請求者の育児休業期間中(平成 29 年 \* 月 \* 日から平成 31 年 \* 月 \* 日まで)に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、当該規定には、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であって、その育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨定められていることから、請求期間に支払われた賞与については、保険給付の計算の基礎となるものとして記録すべきである。

以上のことから、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要であり、その額は「賞与明細 2017 年 07 月」において確認できる賞与額から、1 万円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越 (東京) (受) 第 2101380 号  
厚生局事案番号 : 関東信越 (東京) (厚) 第 2200014 号

## 第 1 結論

請求者の A 社における平成 29 年 7 月 14 日の標準賞与額を 19 万 4,000 円とすることが必要である。

平成 29 年 7 月 14 日の訂正後の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 61 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 29 年 7 月 14 日

A 社に勤務し、育児休業期間中に支給された請求期間の賞与について、保険給付の対象とならない記録 (厚生年金保険法第 75 条本文該当) になっているので、保険給付の対象となる記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第 3 判断の理由

A 社から提出された請求期間に係る「賞与明細 2017 年 07 月」により、請求者は、平成 29 年 7 月 14 日に同社から賞与の支払を受けていることが確認できる。

また、オンライン記録により、事業主は、厚生年金保険法第 81 条の 2 の規定に基づく請求者の育児休業期間中 (平成 29 年 \* 月 \* 日から平成 30 年 \* 月 \* 日まで) に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、当該規定には、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であって、その育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨定められていることから、請求期間に支払われた賞与については、保険給付の計算の基礎となるものとして記録すべきである。

以上のことから、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要であり、その額は「賞与明細 2017 年 07 月」において確認できる賞与額から、19 万 4,000 円とすることが必要である。



厚生局受付番号 : 関東信越 (東京) (受) 第 2101381 号  
厚生局事案番号 : 関東信越 (東京) (厚) 第 2200015 号

## 第 1 結論

請求者の A 社における平成 29 年 12 月 15 日の標準賞与額を 33 万 8,000 円とすることが必要である。

平成 29 年 12 月 15 日の訂正後の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 60 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 29 年 12 月 15 日

A 社に勤務し、育児休業期間中に支給された請求期間の賞与について、保険給付の対象とならない記録 (厚生年金保険法第 75 条本文該当) になっているので、保険給付の対象となる記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第 3 判断の理由

A 社から提出された請求期間に係る「賞与明細 2017 年 12 月」により、請求者は、平成 29 年 12 月 15 日に同社から賞与の支払を受けていることが確認できる。

また、オンライン記録により、事業主は、厚生年金保険法第 81 条の 2 の規定に基づく請求者の育児休業期間中 (平成 29 年 \* 月 \* 日から平成 30 年 \* 月 \* 日まで) に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、当該規定には、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であって、その育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨定められていることから、請求期間に支払われた賞与については、保険給付の計算の基礎となるものとして記録すべきである。

以上のことから、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要であり、その額は「賞与明細 2017 年 12 月」において確認できる賞与額から、33 万 8,000 円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越 (東京) (受) 第 2101382 号  
厚生局事案番号 : 関東信越 (東京) (厚) 第 2200012 号

## 第 1 結論

請求者のA社における平成 29 年 12 月 15 日の標準賞与額を 63 万 2,000 円、平成 30 年 7 月 13 日の標準賞与額を 1 万 6,000 円とすることが必要である。

平成 29 年 12 月 15 日及び平成 30 年 7 月 13 日の訂正後の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 61 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 29 年 12 月 15 日  
② 平成 30 年 7 月 13 日

A社に勤務し、産前産後休業期間及び育児休業期間中に支給された請求期間①及び②の賞与について、保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）になっているので、保険給付の対象となる記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第 3 判断の理由

A社から提出された請求期間①に係る「賞与明細 2017 年 12 月」及び請求期間②に係る「賞与明細 2018 年 07 月」により、請求者は、平成 29 年 12 月 15 日及び平成 30 年 7 月 13 日に同社から賞与の支払を受けていることが確認できる。

また、オンライン記録により、事業主は、厚生年金保険法第 81 条の 2 の 2 の規定に基づく請求者の産前産後休業期間（平成 29 年 \* 月 \* 日から平成 30 年 \* 月 \* 日まで）及び同条の 2 の規定に基づく請求者の育児休業期間中（平成 30 年 \* 月 \* 日から平成 31 年 \* 月 \* 日まで）に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、当該規定には、産前産後休業又は育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であって、その産前産後休業又は育児休業等を開始した日の属する月からその産前産後休業又は育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨定められていることから、請求期間①及び②に支払われた賞与については、保険給付の計算の基礎となるものとして記録すべきである。

以上のことから、請求者の請求期間①及び②に係る標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要であり、その額は「賞与明細 2017 年 12 月」及び「賞与明細 2018 年 07 月」において確認できる賞与額から、請求期間①は 63 万 2,000 円、請求期間②は 1 万 6,000 円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越 (東京) (受) 第 2101383 号  
厚生局事案番号 : 関東信越 (東京) (厚) 第 2200016 号

## 第 1 結論

請求者の A 社における平成 30 年 7 月 13 日の標準賞与額を 15 万 6,000 円とすることが必要である。

平成 30 年 7 月 13 日の訂正後の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 60 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 30 年 7 月 13 日

A 社に勤務し、育児休業期間中に支給された請求期間の賞与について、保険給付の対象とならない記録 (厚生年金保険法第 75 条本文該当) になっているので、保険給付の対象となる記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第 3 判断の理由

A 社から提出された請求期間に係る「賞与明細 2018 年 07 月」により、請求者は、平成 30 年 7 月 13 日に同社から賞与の支払を受けていることが確認できる。

また、オンライン記録により、事業主は、厚生年金保険法第 81 条の 2 の規定に基づく請求者の育児休業期間中 (平成 30 年 \* 月 \* 日から平成 31 年 \* 月 \* 日まで) に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、当該規定には、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であって、その育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨定められていることから、請求期間に支払われた賞与については、保険給付の計算の基礎となるものとして記録すべきである。

以上のことから、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要であり、その額は「賞与明細 2018 年 07 月」において確認できる賞与額から、15 万 6,000 円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越 (東京) (受) 第 2101384 号  
厚生局事案番号 : 関東信越 (東京) (厚) 第 2200017 号

## 第1 結論

請求者のA社における令和元年7月12日の標準賞与額を11万6,000円とすることが必要である。

令和元年7月12日の訂正後の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 53 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 令和元年7月12日

A社に勤務し、育児休業期間中に支給された請求期間の賞与について、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっているので、保険給付の対象となる記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された請求期間に係る「賞与明細 2019年07月」により、請求者は、令和元年7月12日に同社から賞与の支払を受けていることが確認できる。

また、オンライン記録により、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく請求者の育児休業期間中(平成31年\*月\*日から令和2年\*月\*日まで)に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、当該規定には、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であって、その育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨定められていることから、請求期間に支払われた賞与については、保険給付の計算の基礎となるものとして記録すべきである。

以上のことから、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要であり、その額は「賞与明細 2019年07月」において確認できる賞与額から、11万6,000円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越 (東京) (受) 第 2101385 号  
厚生局事案番号 : 関東信越 (東京) (厚) 第 2200018 号

## 第 1 結論

請求者の A 社における令和元年 7 月 12 日の標準賞与額を 21 万 7,000 円とすることが必要である。

令和元年 7 月 12 日の訂正後の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 57 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 令和元年 7 月 12 日

A 社に勤務し、育児休業期間中に支給された請求期間の賞与について、保険給付の対象とならない記録 (厚生年金保険法第 75 条本文該当) になっているので、保険給付の対象となる記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第 3 判断の理由

A 社から提出された請求期間に係る「賞与明細 2019 年 07 月」により、請求者は、令和元年 7 月 12 日に同社から賞与の支払を受けていることが確認できる。

また、オンライン記録により、事業主は、厚生年金保険法第 81 条の 2 の規定に基づく請求者の育児休業期間中 (令和元年 \* 月 \* 日から令和 2 年 \* 月 \* 日まで) に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、当該規定には、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であって、その育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨定められていることから、請求期間に支払われた賞与については、保険給付の計算の基礎となるものとして記録すべきである。

以上のことから、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要であり、その額は「賞与明細 2019 年 07 月」において確認できる賞与額から、21 万 7,000 円とすることが必要である。